

平成30年4月から、集団資源回収の 「雑がみ」や「鉄くず」の回収品目を拡大します



公益財団法人ちとせ環境と緑の財団

燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみに出していた「雑がみ」や「鉄くず」を分別し、町内会等の集団資源回収に出すことで、各家庭のごみ処理費用が軽減できます！

「雑がみ」のリサイクルを推進します！ <集団資源回収>

「雑がみ」とは、「新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック」以外のリサイクルできる紙製品をいいます。

平成30年4月から「雑がみ」の回収品目を大幅に増やし、「紙袋」や「段ボール」にまとめて入れて、紙ひもでしばり、「雑がみ」と表示して出すことができます。これまで通り、「折込チラシ」を新聞紙に、「封筒・はがき・ポスター」を雑誌に、「ティッシュや菓子の紙箱」を段ボールにはさんで出すこともできます。

回収品目 ※紙以外の部分は取り除く	厚紙、アルミホイルやラップの芯、折り紙、折込チラシ、紙製カード、菓子や食品等の各種紙箱、学校プリント、紙袋、画用紙、カレンダー、コピー用紙、米の紙袋、色紙、ストッキングやワイシャツの台紙、ダイレクトメール、卵の紙製パック、ティッシュの紙箱、手紙、ノート、バインダー、はがき、パズル、パンフレット、ファイル、封筒、ブックカバー、プリンの外装紙、包装紙、ポスター、マルチパック（缶ビールの紙箱）、名刺、割り箸の外袋など
雑がみの出し方	雑がみをまとめて「紙袋」か「段ボール」に入れ、紙ひもでしばり、「雑がみ」と表示して出す。 ※これまで通り、新聞紙、雑誌、段ボールにはさんで出すこともできます。
対象外	ヨーグルトの容器、カップめんの容器などの防水加工された紙、アルミ・ビニールコーティング、ラミネート、金・銀色の折り紙などのコーティングされた紙、油などがついた紙、感光紙（写真用紙等）、カーボン紙、粘着物（シール）がついた紙、感熱紙（レシート、FAX ロール紙）、匂いがついた洗剤や線香などの紙箱やトイレトペーパーの芯、汚れたティッシュペーパーやキッチンペーパー、シュレッダーで裁断した紙は、対象外です。※商店や会社、事業所から出るものは対象外です。

「鉄くず」のリサイクルを推進します！ <集団資源回収>

「鉄くず」とは、リサイクルできる金属製品（鉄、ステンレス、アルミニウム、銅）をいいます。

平成30年4月から「鉄くず」の回収品目を大幅に増やし、「鉄くず」と表示して出すことができます。

回収品目 ※取り外せる金属以外の部分は取り外す	<ol style="list-style-type: none"> ①台所用品（圧力鍋やすき焼鍋など各種の鍋、おたま、お盆、おろし器、ガスコンロ、カセットコンロ、釜、缶きり、計量カップ、米びつ、皿、ざる、三角コーナー、蛇口、瞬間湯沸器、浄水器、食器、スプーン、スライサー、せいろ、栓抜き、たらい、茶筒、トング、バーベキューコンロ、フライパン、弁当箱、ボウル、水切りかご、蒸し器、やかんなど） ②事務用品（キャビネット、スチール製の椅子・棚・机、手提げ金庫、レターケースなど） ③工具類（金づち、くぎ抜き、工具箱、スパナ、ペンチ、ボルト・ナット、やすり、レンチなど） ④自動車用品（アルミホイール、車載用ジャッキ、車輪止め、タイヤチェーン、鉄ホイールなど） ⑤文具類（穴あけパンチ、ファイル留め具、ブックエンド、筆箱、文鎮、ホッチキスなど） ⑥その他（アルミ製品、一輪車、煙突、カーテンレール、金網、脚立、金属板、草刈機、くさり、ごみ箱、ゴルフクラブ、三脚、三輪車、自転車、スコップ、ステンレスケース、ストーブ、洗濯かご、タオル掛け、ダンベル、ちり取り、鉄アレイ、テントポール、トタン板、パイプ椅子、バケツ、パネルヒーター、バーベル、ハンガー、火ばさみ、ペットケージ、マシン、模型（おもちゃ）、物干し竿、物干し支柱、湯たんぽ、ルームランナー、ワイヤロープなど）
鉄くずの出し方	大きなものはそのまま、小さなものは1kg以上にまとめて、「鉄くず」と表示して出す。 ※各町内会等により、「一部の回収品目」、「回収日」や「回収方法」が異なります。
対象外	包丁、ナイフ、はさみ、鎌、つるはし、くぎ、画びょう、針、刃物、ガソリン缶、スプレー缶、カセットボンベなどの危険物は対象外です。 ※商店や会社、事業所から出るものは対象外です。

※裏面に「雑がみ」や「鉄くず」の「出し方」があります。

「雑がみ」の出し方 ～集団資源回収～



※雑がみだけをまとめて「紙袋」か「段ボール」に入れて、紙ひもでしばり、表面に「雑がみ」と書いて出します。

(風で飛ばないようにしてください)



紙袋に入れる
か
段ボール
に入れる



金具やフィルムなど、紙以外の部分を取り除いて出す。

汚れているもの、匂いのついたもの、特殊加工(防水、感熱など)したものは対象外です。

※出せない紙の例(洗剤や石けんの紙箱、レシート、カップめんの容器など)

※商店や会社、事業所から出るものは対象外です。

「鉄くず」の出し方 ～集団資源回収～



●大きな「鉄くず」は、「鉄くず」と書いた紙をつけて出します。

●小さな「鉄くず」は、「鉄くず」と書いた袋の中に1kg以上まとめて出します。

※刃物などの危険物は対象外です。
※取り外せる金属以外の部分は、取り外します。

※商店や会社、事業所から出るものは対象外です。

品目拡大の効果(メリット)は

- ① 市民のメリットは、「燃やせるごみ袋」、「燃やせないごみ袋」の購入費用や、「大型ごみ手数料1個300円」が軽減できます。また、自分で環境センターに持ち込むことが軽減できます。
- ② 町内会等のメリットは、集団資源物の回収量が増えることで、財団が交付する奨励金(1kg当たり4円)が増えます。また、回収事業者からの還元金が増えます。
- ③ 環境センターは、焼却・破砕処理やリサイクル処理に係る処理費用が減ります。
- ④ 雑がみや鉄くずを集団資源回収に出すことで、千歳市のリサイクル率の向上が期待できます。

出すときの注意点は

- ① 雑がみや鉄くずは、家庭から出るものに限りです。(商店や会社、事業所から出るものは対象外です)
- ② 雑がみは、匂いのするもの、汚れたものや特殊加工(防水、感熱、粘着ほか)しているものは出せません。紙以外の部分は取り除いてください。
- ③ 鉄くずは、刃物などの危険物は出せません。取り外せる金属以外の部分は取り外してください。
- ④ 自転車はこれまで通り「大型ごみ」(有料)に出すことも、「鉄くず」(無料)として集団資源回収に出すこともできます。(どちらでもOKです)
- ⑤ 集団資源回収を実施していない町内会があります。また、回収日や回収方法も各町内会により異なりますので、町内会等に確認してください。

※ 不明なことや確認したいことがある場合は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

平成30年2月発行

公益財団法人 ちとせ環境と緑の財団 担当：事業課資源振興係

電話 0123-26-1213 FAX 0123-22-1118